

松山市職員措置請求書

松山市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

松山市が所有する公共下水道を使用する者から、担当課である下水道部下水道サービス課が下水道使用料を賦課徴収している。

そのうち、「上水のみ使用する一般家庭が月の中途において公共下水道の使用を開始した場合、」松山市下水道条例の規定を使用することなく、下水道サービス課で『運用』と呼んでいる法的根拠のない方法を使用することにより、適正な下水道使用料の賦課を怠り松山市に損害を与えていることは明らかな違法行為である。さらに、松山市下水道条例の不備についても確認している。

この違法状態を本来あるべき適正なものとするため、松山市下水道条例を改正、遡及適用し、発生している損害額 2,626 円+従量使用料（条例改正後）を松山市長野志克仁に請求するものである。

2 財務会計上の行為から 1 年が経過して請求する正当な理由

松山市のホームページ監査委員事務局の住民監査請求に基づく監査より

2 請求の対象 次のような松山市の財務会計上の行為

(2) 違法または不当に ・公金の賦課徴収を怠る事実

上記行為のあった日または終わった日から 1 年以上経過している場合((2)を除く)には、住民監査請求をすることはできません。と明記されているため。

3 請求者

住 所 省略

職 業 省略

氏 名 省略

連絡先 省略

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 30 年 1 月 9 日

松山市監査委員 様